

## 第7章 計画の推進

### 第1節 推進体制

#### 1 庁内における推進体制

本計画の推進にあたっては、庁内に設置した「健やか・快適環境創造本部」において、部

局間の相互の連携を図りながら、計画に基づく施策及び事業を総合的に推進していきます。

＜図7-1 健やか・快適環境創造本部の概要＞

### 健 や か ・ 快 適 環 境 創 造 本 部

本部長 **知 事**

本部長代理 **副 知 事**

副本部長 **森林環境部長**

#### ＜分掌事務＞

- ① 環境の保全及び創造に係る基本的かつ総合的な施策の推進に関すること。
- ② 環境の保全及び創造に係る施策の総合調整に関すること。
- ③ その他必要と認められる事項に関すること。

#### 本部会議構成員

副知事 公営企業管理者 教育長 警察本部長 知事政策補佐官 総合政策部長 オリンピック・パラリンピック推進局長 県民生活部長 リニア交通局長 総務部長 防災局長 福祉保健部長 子育て支援局長 森林環境部長 エネルギー局長 産業労働部長 観光部長 農政部長 県土整備部長 会計管理者 林務長

#### 幹事会構成員

総合政策部次長 オリンピック・パラリンピック推進局理事 県民生活部次長 リニア交通局次長 総務部次長 防災局次長 福祉保健部次長 子育て支援局次長 森林環境部次長 エネルギー政策推進監 産業労働部次長 観光部次長 農政部次長 県土整備部次長 出納局次長 企業局次長 教育次長 警察本部警務部参事官

(平成31(2019)年4月現在)

#### 2 各主体との連携

本計画の推進には、県民、民間団体、事業者、市町村といった各主体の取組も不可欠です。そのため、情報提供等をおして各主体の意識の共有化を図りながら、相互の連携・協働のもと、計画を推進していきます。

#### 3 国等との協力

本計画の推進にあたり、広域的な環境問題などへの対応については、国や関係機関、周辺自治体等との緊密な連携を図りながら、効果的な施策及び事業の実施に努めます。

## 第2節 計画の進行管理

### 1 PDCAサイクルによる進行管理

本計画を着実に推進し、計画の基本目標や目指すべき将来像の実現を図るためには、施策及び事業の成果について定期的に点検・評価し、適切な見直しを継続的に行っていくことが重要です。

このため、本計画の進行管理は、PDCAサイクル<sup>\*</sup>の考え方にに基づき、P(Plan:計画)、D(Do:実施)、C(Check:点検・評価)、A(Act:見直し・改善)という継続的な改善を可能とするマネジメントの仕組みに沿って実施することとし、具体的には、環境指標(数値目標)の点検・評価をととした進行管理を行います。

なお、本計画に関連する県計画等(山梨県廃棄物総合計画、山梨県緑化計画、山梨県鳥獣保護事業計画、山梨県地球温暖化対策実行計画 等)に係る施策及び事業の成果については、各計画において掲げた数値目標等による進行管理を行っているため、本計

画の進行管理においては、各計画における代表的な指標を取りまとめることで、本県の環境全般に関する状況を把握することとします。

本計画の各施策が目標に向けて総合的に進められるよう、庁内に設置した「健やか・快適環境創造本部」において部局間の相互の連携を図りながら推進していきます。

また、本計画は県政運営の基本方針である県総合計画の環境分野の基本計画として位置付けられており、総合計画では、政策ごとに成果指標を設け、計画の進捗状況について総合的に評価を行っています。

こうした点検・評価の結果を受けて施策及び事業の内容や規模の見直しを検討するほか、環境問題を巡る状況や社会的動向の変化などに対応するため、必要に応じて本計画そのものの見直しについても検討します。

### 2 環境の状況の公表

山梨県環境基本条例第9条の規定に基づき、毎年度の点検評価の結果を、山梨県環境保全審議会<sup>\*</sup>へ報告するとともに、広く県民、

事業者等に速やかに公表し、環境の状況についての共通理解を図ります。

<図7-2 計画の進行管理の概要>

